

議案第 40 号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、<u>配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)</u>と死別した男子又は女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、<u>事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。)</u>をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、<u>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親は、除くものとする。</u></p> <p>ア <u>離婚した男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの</u></p> <p>イ <u>配偶者の生死が明らかでない男子又は女子</u></p> <p>ウ <u>配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子</u></p> <p>エ <u>配偶者が法令により引き続き 1 年以上拘禁されているためその扶養を受けることができないう男子又は女子</u></p> <p>オ <u>婚姻によらないで父又は母となった男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの</u></p> <p>カ <u>配偶者から遺棄されている男子又は女子</u></p> <p>キ <u>配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。)第 10 条第 1 項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの</u></p> <p>(3) 「ひとり親家庭」とは、<u>配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「ひとり親家庭」とは、<u>配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。</u></p> <p>(3) 「<u>配偶者のない男子又は女子</u>」とは、<u>配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同</u></p>

じ。)と死別した男子又は女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親は、除くものとする。

ア 離婚した男子又は女子であつて現に婚姻をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子又は女子

エ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない男子又は女子

オ 婚姻によらないで父又は母となつた男子又は女子であつて現に婚姻をしていないもの

カ 配偶者から遺棄されている男子又は女子

キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であつて、当該命令の申立てを行つたもの

(4)～(7) 略
(支給対象者)

第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかにかに該当する者とする。

(1) 配偶者のない男子又は女子及び児童並びに配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であつて父母のいない児童のうち、次に掲げる要件に該当する者

(4) 「養育者」とは、配偶者のない男子又は女子以外の者で、次に掲げる児童を扶養するものをいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 配偶者のない男子又は女子に該当する父又は母が監護しない児童

(5)～(8) 略
(支給対象者)

第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、橋本市の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかにかに該当するものとする。この場合において、配偶者のない男子又は女子が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しないときは、当該児童は橋本市の区域内に住所を有するものとみなす。

(1) 配偶者のない男子又は女子及び児童

<p>ア 橋本市の区域内に住所を有すること。ただし、<u>受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しない場合を含む。</u></p> <p>イ <u>医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。</u></p> <p>(2) <u>配偶者がDV防止法第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であつて、当該命令の申立てを行つたもの及びその児童のうち、次に掲げる要件に該当する者</u></p> <p>ア <u>橋本市の区域内に住所を有すること。ただし、配偶者からの暴力を受けた者等、やむを得ない事情により橋本市に住民登録はできないが、生活の本拠が橋本市の区域内にあることが確認できる者を含む。</u></p> <p>イ <u>医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。</u></p>	<p>(2) <u>養育者が扶養する前条第4号ア又はイに掲げる児童</u></p>
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) <u>配偶者のない男子及び女子の前年の所得の額が、施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるとき。</u></p> <p>(2) <u>同居している民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるとき。</u></p> <p>(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けるとき。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、前条第2号キに掲げる者及びその児童であつて<u>医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者</u>のうち、<u>配偶者からの暴力を受けた等、やむを得ない事情があるもの</u>について、<u>生活の本拠が橋本市の区域内にあることが確認できた場合</u>は<u>支給対象者</u>とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>対象者</u>としない。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法その他法令等により医療費の全額を公費で負担される者</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) <u>配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年の所得の額が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上</u>のとき。</p> <p>(2) <u>同居している配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上</u>のとき。</p> <p>(3) <u>孤児等の養育者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定</u></p>

する額以上のとき。

(支給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとする配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(以下「ひとり親等」という。)は、規則の定めるところにより、市長にひとり親家庭医療費支給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「支給資格者」という。)が当該支給資格者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当するひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づき規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の申請は、支給資格者が保険給付を受けた日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 略

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、支給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

5 略

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為又は第6条の規定により支給すべき額を超えた支給その他過誤払いにより、ひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給したひとり親家庭医療費の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、支給資格者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)その他法令により医療費の額を公費で負担されるとき。

(5) 他の条例によって医療費の給付(乳幼児医療費及び小中学生医療費の給付は除く。)を受けるとき。

(支給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則の定めるところにより、市長にひとり親家庭医療費支給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「支給資格者」という。)が当該支給資格者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当するひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づき規約若しくは定款により付加給付を受け定める場合又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の申請は、支給対象者が保険給付を受けた日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 略

4 第1項の規定にかかわらず、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の適用を受けている受給資格者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。

5 略

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により、ひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給したひとり親家庭医療費の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、支給対象者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受

けたときは、受給資格者に対し第6条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

けたときは、受給資格者に対し第6条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。